

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部医務課

法令名	医療法	法令の番号	昭和23年法律第205号							
許認可等の種類	開設者以外の者による病院等の管理の許可	根拠条項	第12条第1項ただし書き							
審査基準	<p>医療法第12条第1項ただし書きによる管理免除許可基準</p> <p>病院、診療所の開設者が病気療養等のため、相当長期にわたり、管理者としての職責を全うできないと認められる場合。</p> <p>(注) ① 病気療養等の「等」とは、海外研修等が考えられる。                  ② 「相当長期」とは、おおむね1箇月以上をいう。</p>									
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	25日	目次	8
							標準経由期間	—日	NO	